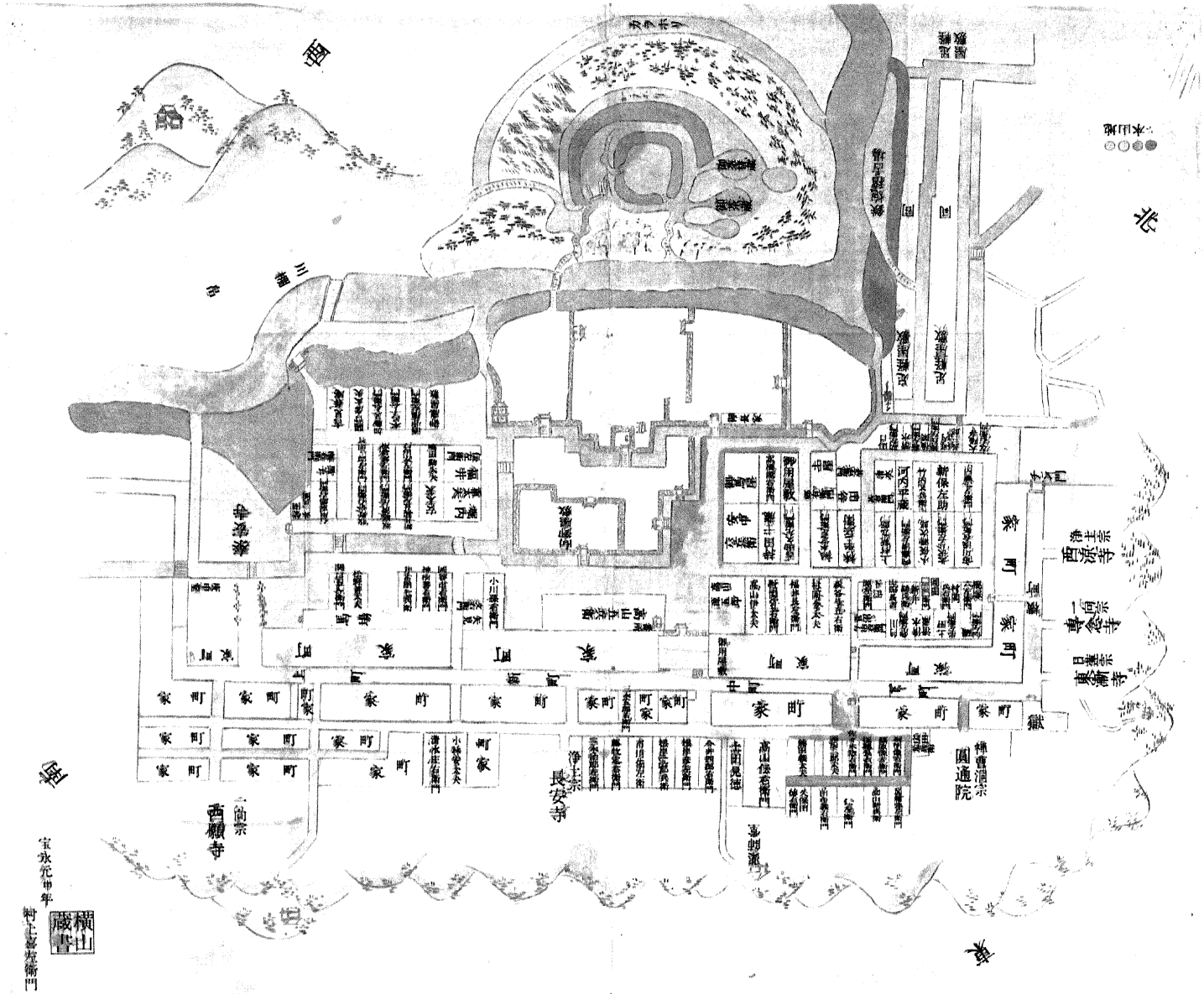
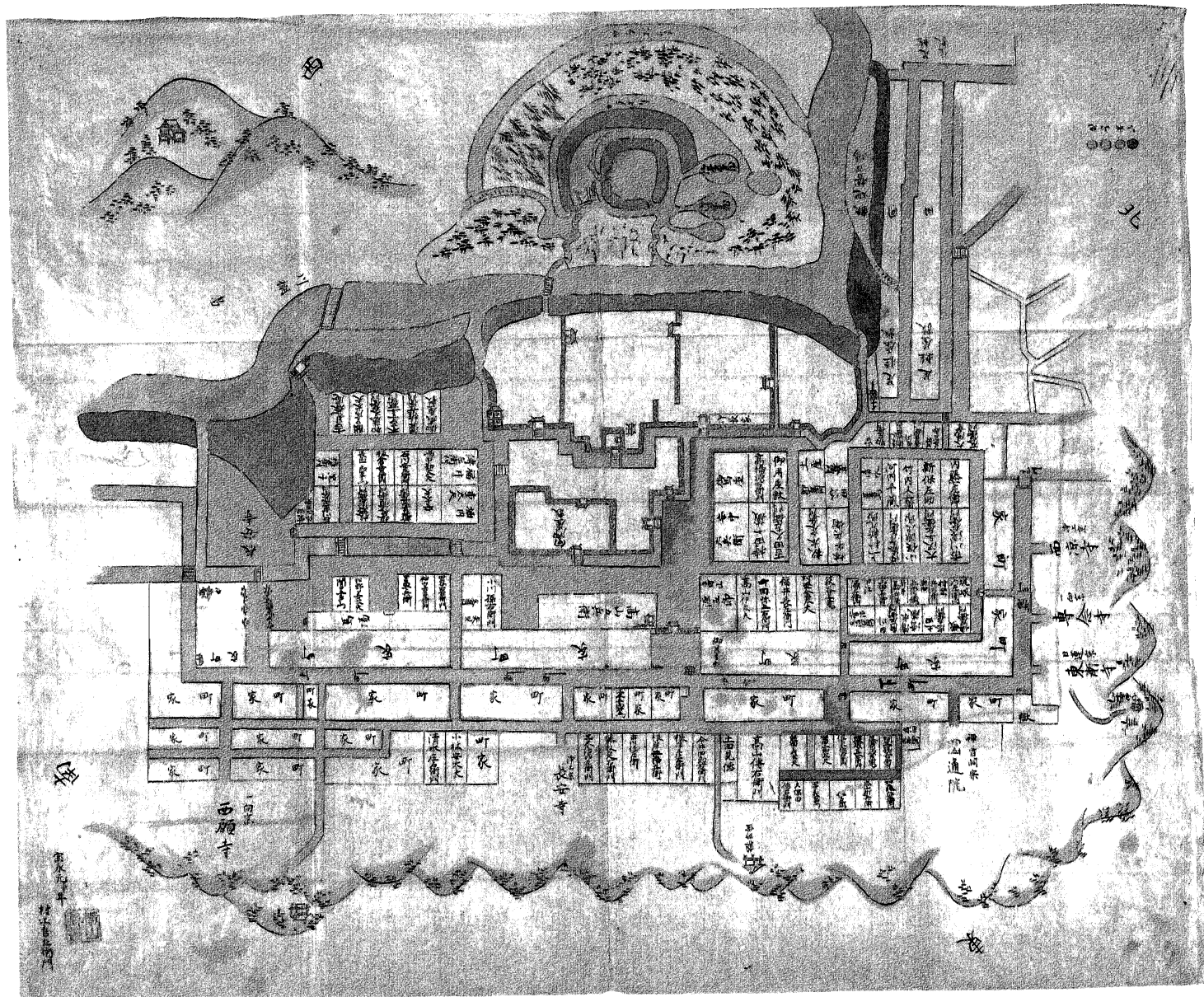
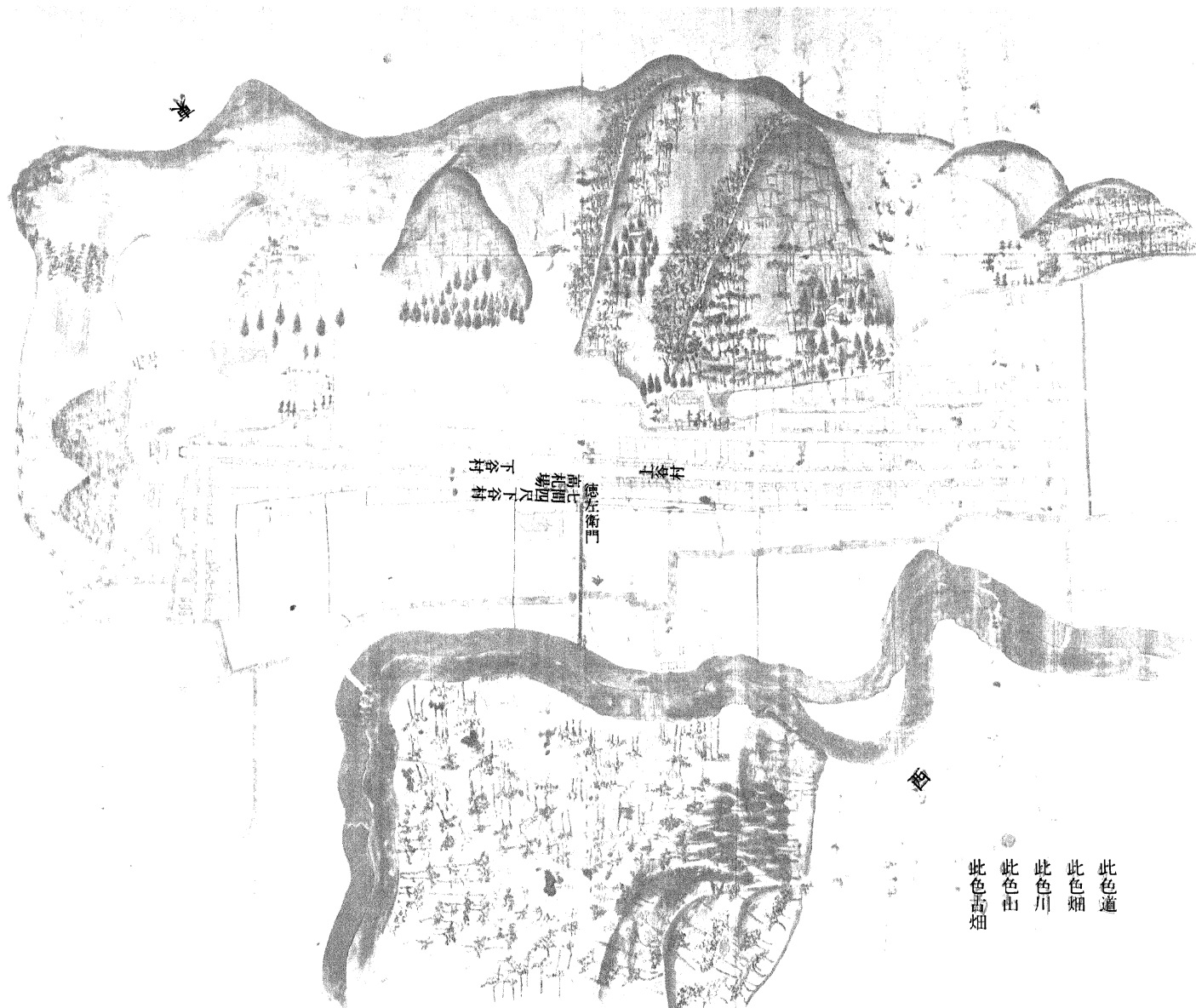










「村明細帳」読解の手引

ここに収録した「村明細帳」からは、村の家数や人数、牛馬数、耕地や農業、農間稼ぎ、用水や入会山、寺社、その外いろいろのことがわかり、江戸時代の村の様子を知る上で、これにまさる史料はない。このように「村明細帳」は、村の様子を知るのに大変便利な資料であるが、現在では使われていない用語や、返り点を付して読まなければならない文字があることから、多少読みづらいところもある。そこで、「村明細帳」読解の手引として戸沢村の村明細帳の一部を例示し、村明細帳にあらわれる近世用語について説明を加え、また、返り点で読む文例を掲げる。

一 高八拾七石八斗九升六合 戸沢村

* 分米五石壹斗四升八合

中田四反二畝貳拾七步

内老畝拾四步 前々永引

残四反老畝拾三步 有反

* 盛老石式斗

* 一 柴山四町三反三畝拾七步

* 一 永老貫五百九拾九文

* 浮役代米金

是ハ薪・萱・萩・藁・青草・干草棒・渋柿・入まつ

・糠・炭木代・夫金

* 一 当村御水帳 式冊

一 御年貢米田畑共ニ毎年御石代被仰付、金納ニ仕米申候

一 当村用水堰、是ハ前々御普請所ニ御座候

* 一 馬草・薪・芻敷共ニ当村山ニテ取申候

一 当村より御伝馬宿大助大月へ出申候、是ハ右大通り御

座候節ハ、谷村御陣屋様より人馬御割付被仰、御触次

第に相動申候、尤花咲へ出し候節も御座候

一 蚕村中女稼ニ仕候、蚕之儀當違御座候、格別過不足御座候

一 当村之女之稼ニ絹・紬織候て商売ニ仕候、大積り金高

六拾二、三両ニ成可申候、然共蚕當違ニて織絹・紬過

不足御座候

一 田畑肥、田作へ柴芻敷入申、畑作へハ馬屋肥かけ、作

仕付申候

返り点で読む文例その他 被_レ成候 被_レ成下 被_レ下置 被_レ仰付 被_レ仰聞 被_レ仰渡 被_レ遊候 可_レ被_レ下候

可_レ被_レ仰付 可_レニ指上_レ旨 無_レ御座候 無_レ之有_レ 不_レ申候 不_レ及_レ申 不_レ被_レ下置 依_レ之於_レ御座候ニハ

為_レ触 為_レ致 可_レ為_レ三勝手_レ候 為_レ三自用_レ 任_レ御尋_レ 乍_レ恐_レ 乍_レ然_レ 奉_レニ申上_レ候 奉_レニ書上_レ 從_レニ若脇様_レ

遂_レ吟_レ味 候得共 訴_レ之義 罷_レ出 罷_レ成 罷_レ在候 是ハ其上 而已 与_レ頭惣百姓 曲事 尤 已上 并

「高」には、石高や合計の意味があるが、ここでは「村高」の意味で、戸沢村の石高の合計の意。

「分米」とは反別に石盛を掛けた米の量。この分米の合計が村高。「盛り」とは、石盛のことで、石盛とは反当りの米の生産量。この村の中田は反当り一石二斗。「前々永引」とは、以前から永く差引かれている土地。その土地を差引した残りが「有反」で、有反とは耕作されていた土地で、年貢が賦課される土地。

柴山とは、田畑に肥料として入れる柴を刈る山。

「永」とは、語源的には永楽銭の永であるが、江戸時代の永は年貢賦課の貨幣単位としてのみ使用された。永一貫金一兩。浮役とは雑税の一種で、小物成（田畑の本途年貢に対する山年貢・草年貢などの雑税）の一部。ここでは、藩領時代の現物で徴収されていた薪・萱・萩などの浮役の代米が貨幣納されている。

水帳とは、検地帳のことで、検地帳とは土地台帳。

石代とは、年貢を米ではなく、貨幣で納めること。

御普請所とは、領主より普請費用が下付さる普請。

馬草は「秣」とも書き、馬の飼料。芻敷とは、先の柴

山のところで説明した柴草などの緑肥のこと。

伝馬宿とは、伝馬役を勤める宿駅のこと。「大助」と

は大助郷のことであるが、郡内では定助郷という呼方が

なく、大助郷が定助郷的な人馬役の負担をしていた。

村明細帳には、郡内の特産物である絹や紬織物につい

ての記載がみられる。そこには「女之稼」として養蚕、

絹・紬織物の生産が記されているが、戸沢村では、その

販売によって、おおよそ年間六二、三両の収入があった

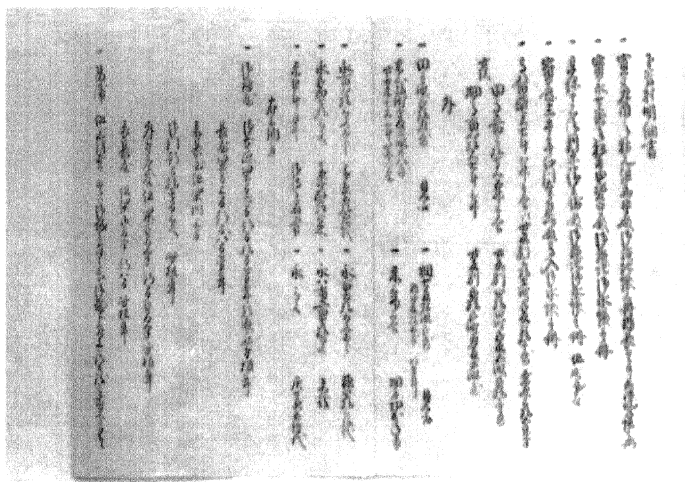
という。こうした蚕糸・絹織物業の展開が、江戸中期以

降の郡内を支える大きな経済基盤となった。

村明細帳からはまた、田畑へどのような肥料を施していたかが記されており、江戸時代の農業生産の一端もわかる。戸沢村では、田へは柴草などの刈敷肥料を、畑へは馬屋肥を施していたとしている。

都 留 市

一 年不詳 下谷村明細書



下谷村明細書

- 一米三升三合 畑方切出年貢
- 一永百八拾三文五分 青草五拾五駄代
- 一永百六拾五文五分 糠四拾三俵代
- 一永貳百七拾三文 薬四拾三駄四束
- 一永八貫百七拾六文 夫 錢
- 一米四斗九升 御伝馬宿入用
- 一永三文 灰薬五緋代

右 上 納 方

- 一御陣屋 御本陣梁間六間、行間拾間、萱葺、軒通庇付

板葺

- 一長屋梁間三間、行間八間、萱葺
- 一表長屋、但梁間三間

御門、行間拾間三三尺、笹板葺

- 一外付座敷、但梁式間半、行間式間半、笹板葺

表長屋、但梁式間半、行八間、笹板葺

- 一葛蒲 但シ五月四日 是ハ御城主有之候節御城ヘ差上候得共、錢老貫文ツ、被下候、其後御料ニ相成候節も、

御陣屋ヘ差上候、深田ニ葛蒲沢と申名所より取之

- 一御高札 御陣屋入口 但横七間四尺

御札沢 一毒藥大札 一似金銀大札 一切支丹札

一火附ノ札 外小札

- 一東側札辻向 但シ六間半町並

- 一廣小路 但シ横老間半町並 御陣屋入口

- 一廣小路 但シ幅式間町並 御陣屋入口

- 一廣小路 但シ幅九間三尺、長拾五間

- 一細道 但シ幅三尺町並 野道也

- 一御城山 但シ橋場より御本城迄道程五丁三拾間、御本

城より御茶壺迄道程五十四間、合て六丁廿四

間、御茶屋之明地十六間ニ七間、御本城御番

所塩藏之明地式拾三間ニ十六間

- 一右は御料所ニ相成、下谷村・上谷村・川棚にて山守致候

- 一往還掃除場 右は町入口よりなめ岩迄百五拾間程、尤

- 一甲州道中隠辺橋迄、大通ハ上谷村にて作り申候、江戸

- 一道路通りハ四日市場境迄下谷村にて作り申候

- 一陣門橋 右は秋元但馬守殿御領地之節ハ、御入用を以

- 一御掛ケ被下候、御料所ニ相成候て村入用を以石橋ニ仕

- 一候、長サ式間幅九尺

- 一なめ岩橋 前同断長式間幅九尺

- 一源泉橋 前同断長式間幅九尺

- 一甲州領・信州ヘ之往還ニ有之候 一隠辺橋 板橋にて、但シ長拾四間幅九尺 下谷村・薄

下谷村明細書

- 一寛文九酉年秋元但馬守殿御検地帳三冊、内長生寺御除

地水帳老冊

- 一宝永七寅年松平甲斐守殿御検地御水帳老冊

- 一享保十巳年川原清兵衛殿御検地御水帳老冊 但町屋敷

- 一宝曆十二年江川太郎左衛門殿高入御水帳老冊

- 一高八百拾七石七斗八升老合 此反別三拾七町貳反式拾

老歩 桑束三拾五束半

- 一田高六百三拾七石五升老合 此反別四拾四町貳反

此 取

- 一畑高百八拾石七斗三升 此反別貳拾貳町九反

五畝歩

外

- 一田老畝貳拾九歩 見 取

- 一畑七反九畝貳歩 見 取

- 一柴山拾町老反六畝廿八歩 此取米七石三斗八升八合

原村立会也

右は秋元但馬守殿御領地之節へ、御入用を以御普請被仰付候、御料所ニ相成、宝永七丑年松平甲斐守殿御預り之節掛替被成下、享保丑年川原清兵衛殿・江川太郎左衛門殿御支配之節掛替被成下、同十三年山田治右衛門殿御支配之節流失仕、仮橋御入用被下候、同十九寅年齊藤喜六郎殿御支配之節掛替被下置、元文三年同御支配ニ掛替被成下、其後山本平八郎殿御支配之節、兩度修復被成下、宝曆十辰年江川太郎左衛門殿御支配之節、同十四申年御修復被成下、寛政五丑年同御支配御掛替被成下候

字徳川原
一石積川除

右ハ下谷村枝郷姥沢、百姓家数拾貳軒有之候所、菅野川・戸沢川落合候場所ニて、秋元但馬守殿御領知之節、御入用を以御普請被成下候処、御料所ニ相成、享保十四酉年齊藤喜六郎殿御支配之節、御普請被成下、其後戊年ニ同御支配ニて御普請被成下、山本平八郎殿御支配之節も御普請被成下候

一川除粹 右ハ享保十三申年山田次右衛門殿御代官之節御普請被仰付候

字十日市場堰
一堰 九ヶ村組合

但シ水 downstream 高三千四百七拾三石也
上谷村・下谷村・四日市場村・古川戸村・田野倉村・大月村・駒橋村・戸野上村・猿橋村、右九ヶ村養水田水堰ニて、秋元但馬守殿御領地之節、御入用を以御普請被成下、御料所ニ相成候ても、長谷川六兵衛殿御代官之節御普請被成下、享保三戌年堀内六兵衛殿御代官之節、同十三年山田治右衛門殿御代官之節、同十八卯年齊藤喜六郎殿御支配之節、寛延元辰年同御支配之節

一御年貢米 但三斗五升入 右御料ニ相成候節より以来

金納ニ被仰付、同米御張紙御直段ニ三兩増、畑米三割安ニ上納仕候

一当郡新田川岸迄道法八里、新田川岸より相州須賀迄川路拾六里

(現上野原市) (現平塚市)

一麦・小麦・絹・紬代米被下置、前々ハ上納仕候得共、已年御免被成下候

一藪無御座候 一萱野無御座候 一野地無御座候 一御巢鷹山無御座候 一餅米納来不申候 一役漆納来不申候 一六尺給納来不申候 一御蔵米之掛り金納来り不申候 一凡米納来不申候

一下谷村より所々へ之道程 一江戸へ貳拾六里 一甲府へ拾貳里 一八王子へ十五里 一三島へ拾五里 一上

野原へ八里 一山中へ五里 一川口へ五里 一丹波山へ十里 一溜池無御座候

一秣場 法野山(地)

小野山・近坂山・戸沢山・菅野山、右菅野山入会、戸沢山・小野山・法能山、右刈来候、近坂山刈来候、是ハ中津森へ野銭出申候

一欠所田畑・山林野無御座候 一紙漉無御座候 一酒造善右衛門

一網間屋 七兵衛 兵左衛門 次兵衛 次五右衛門

江戸駿河町越後屋 日本橋白木や 本町両槌や 尾張町亀や・夷須や 富沢町槌や 芝口松坂や 長谷川町伊勢や

一四季打鉄炮(記載なし)

一当村入会山 菅野山 道志山 戸沢山 大幡山

一当村枝郷深田・姥沢・新井・羽根子、右村々へ百姓代立置候て御年貢為触候

一名主武人、給米五石九斗五升、右私領之節ハ御蔵米ニて被下候得共、御料ニ相成高割ニ仕候

一組頭武人、右引高貳拾石

一勘定師老人、給金四兩也

一定夫武人、給金七兩也、右いづれも高割ニ仕候

一町長六丁拾三間 中町・下町・横町、右三町

一山林長生寺境内也、但シ東方六百七拾間余、西方七百三拾間余、南方五百間程、北方三百五拾間程

一百姓稼山無御座候 一御林山守無御座候

一椿・漆無御座候 一桑束、右ハ畑之畔ニ植付置候

一当村市場無御座候

一当村家業作間ニは男ハ刈取、女機稼仕候

一左官・猿引・虚無僧・鐘たゝき・行人無御座候

一当村より献上物無御座候 一舟無御座候

一浪人無御座候 一田畑肥之義ハ厩糞・下糞掛申候、員数不同ニ候

一粗種粳反歩粳斗 一麦種粳反歩貳斗

一神社

一除地当郡当村長生寺末大慈山円通院 反別三反春畝貳拾歩 分米三石七斗七升三合

一境内

客殿但梁九間行拾間萱葺 庫裏梁六間行老間半萱葺

除地同寺持薬師堂 反別貳反九畝貳拾九歩 分米貳石九斗貳升三合

薬師堂梁三間行四間萱葺 正福院梁三間行四間萱葺

一右円通院分

一除地当国身延山久遠寺末大法山東漸寺 反別貳反六畝拾八歩 分米貳石六斗五升六合

本堂梁間六間行七間萱葺 庫裏梁五間行拾壹間萱葺
七面堂梁四間行五間かやふき

右東漸寺分

一 除地山城國東本願寺末向富山專念寺 反別武反七畝拾歩
分米貳石七斗三升四合
本堂梁七間行七間かやふき 庫裏梁四間行九間かやふき

右専念寺分

一 除地山城國知恩院末古今山西源寺 反別武反三畝貳拾九歩
分米貳石三斗九升七合
本堂梁九間行拾間萱葺 庫裏梁六間行十三間かやふき

觀音堂梁貳間半行四間かやふき

右西源寺分

一 除地当村長生寺末如意山源泉院 反別武反九畝貳歩
分米貳石九斗六合
本堂庫裏共梁五間半行八間半萱葺 外十王堂

右源泉院分

一 除地当国八代郡広嚴院末大儀山長生寺

反別五町三反七畝五歩
分米三十五石骨九斗三合 同

右は秋元但馬守殿寛文十戌年御檢地御水帳別ニ被下候
本堂梁九間行拾貳間半萱葺 大庫裏梁七間半行拾間
書院梁六間行八間 衆寮拾間ニ五間半 山門京間ニて
五間半四間半 惣門梁貳間行三間板萱 十王堂梁貳間
半行四間半 鎮守堂 百姓家數六拾三軒
右地所ハ長生寺門前ニて人別ハ下谷村ヘ組込候間、折々出入有之候

一天神宮 上谷村若狹持 一稻荷 上谷村藤兵衛持

一太神宮 神主美濃持 一御嶽宮 横町持神主同

一稻荷宮 下町持、右ハ秋元但馬守殿御代玄昌と申医師 (衛生)

立と申伝候

一天神 新井持 一御嶽 深田持

一德重太子 (記載なし) 一愛宕 長安寺持

一惣氏神は四日市場村生出大明神、神主從五位下柴村美濃守、是は上谷村・下谷村・四日市場・古川戸、上谷村より下ハ落合迄氏子之由

一当村田畑之義は黒赤土ニ御座候

一富士山ハ当村より西南之間ニ当り、土地北請ニて風雨損等度々御座候

一田畑仕付は五月中旬より半夏迄ニ御座候

一秋作刈入は秋之彼岸以前より中稻・晩稻共ニ、麦作仕付延引ニ相成候間刈取申候

一当村ヘ入作

一高貳拾石八斗四升五合 金井村

一高拾貳石貳斗四升四合 中津森村

一 高六拾五石八斗六合 平栗村

一 高三拾壹石五斗三升貳合 加畑村

一 高拾石六斗壹升貳合 四日市場村

一 高六石五斗三升三合 玉川村

一 高拾壹石壹斗貳升三合 戸沢村

一 高貳拾九石九斗壹升九合 上谷村

一 高五石六斗五升九合 御奉公人中

一 小作高百九拾四石貳斗七升六合

他村ヘ出作

一 高六石三斗六升四合 薄原村 但シ年々不同ニ御座候

一 当所統村々、北ハ四日市場村、南ハ上谷村、十日市場村、

西ハ川棚村・金井村

一 牢屋、但シ下町東側町並、惣坪貳百六拾坪、本牢梁三

間行三間半大板葺、表長屋梁貳間行五間板葺、長屋門

戸壹本、本牢廻り板塀、大開土手南之方籠染垣ニて囲

申候、秋元但馬守殿御代御入用ニて建来り申候、先例

を以段々御修復被仰付候、尤除地ニ御座候、御料所ニ

相成候ては、享保十四西年山田治右衛門様御支配之節

御修復被成下、其後延享五卯年齊藤喜六郎殿御支配之

節本牢・長屋共ニ御修復被成下、入用之義は郡中割ニ

入申候

一 御伝馬之義ハ、上十五日上谷村、下十五日下谷村ニて

相動申候

一 御伝馬助郷村々、十日市場村・夏狩村・鹿留村・境村・

小沼村・倉見村・川棚村・薄原村・金井村・中津森村

大幡村・平栗村・加畑村・四日市場村・古川戸村・井

倉村・与繩村・川茂村・小形山村・菅野村・小野村・

法能村・玉川村・戸沢村・兩朝日村

一 荏・大豆納来不申候 一 蕎麦納来不申候 一 御朱印地

無御座候 (馬) 一 蘆花米無御座候 一 堰・井用水堀類無御

座候 一 以繩・寛・水門無之候 一 川除乱杭用候場無

之候 一 御伝馬助郷動来り不申候

但兩谷村之義は御陣屋御用相動申候

一家數貳百四拾貳軒 一 寺六ヶ寺

一 大工、十郎兵衛・惣八・伊兵衛・次郎兵衛・甚右衛門

源 助

一 鍛冶、与兵衛・七右衛門

一 桶結、茂兵衛・忠左衛門

一 木挽無御座候 一 水車、小右衛門 一 茶札、清左衛門

一 棒手札、清左衛門・喜兵衛

明和五子年より安永六酉年迄拾ヶ年定免

一 高八百拾七石七斗八升壹合内高壹斗九升八合 午入高

此訳

田高六百三拾七石五升壹合

高壹石壹斗

無地高引

内高壹斗六升七合

池間引

高貳拾三石九斗四升六合 前々川欠申ノ砂入引

残高六百拾壹石八斗三升八合

此取米四百五石九斗壹合

烟高百貳拾貳石九斗六升壹合

高四石六斗三升 無地高引

内高八石五升五合 寺社領廟所引

高貳斗七升壹合 川欠午ノ砂入引

小以高拾貳石九斗五升六合

残高百拾石五合

此取米五拾五石六斗七升八合五勺

烟高壹斗九升 午高入

此取米五升九合

烟高五拾七石五斗七升壹合 永納

此取米永貳拾三貫三百五拾九文五分

一 田壹畝廿九步

見取改出

此取米五升壹合

一 烟七反七畝廿五步 烟見取

内四反拾五步 川欠引

残反別三反七畝拾步

此取米貳斗壹升四合壹勺

一 柴山壹反六畝貳拾八步

此取米七石三斗八升八合

一 米三升七合 畑切出シ年貢

浮役物

一 永百六拾五文五分 糠四拾三俵代

一 永百八拾三文五分 青草五拾五駄

一 永貳百七拾三文 藁四拾三駄四束

一 永三文 灰藁五籃

一 永八貫百七拾七文八分 夫金

一 米四升九合 宿役米

田米四百六石四斗四升三合

納合 烟米六拾三石三斗七升六合七勺

永三拾貳貫百六拾貳文三分

一 永百貳拾五文 棒手札 一 永貳百五拾文 茶札役

一 永五百文 桶結札役

一 永五百五拾文 大工・木挽・鍛冶拾壹人

一 永百三拾文 水車役 一 永七百六拾六文貳分 口永

一 永百五拾文 荏葉加 一 永壹貫五百文 酒造冥加

定免年々御取箇也

一 田高六百拾壹石八斗三升壹合 取六ツ四分貳厘貳毛余

取米四百五石九斗壹合

御檢見取

一 田高六百三拾七石五升壹合 高拾貳石壹斗七升八合 起返り
高七石八斗貳升八合 戌仕付荒引

残高六百貳拾六石壹斗八升八合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四升
高七石六斗貳升 亥起返り
同仕付荒引

残高六百拾八石五斗六升八合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四升
高七石六斗貳升 同仕付荒引

残高六百拾八石五斗六升八合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高五石八斗五升四合 子風損引

残高六百貳拾八石壹斗六升貳合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高五石八斗五升四合 丑起返り

残高六百三拾四石壹升六合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高九斗五升壹合 寅替無引

残高六百貳拾八石六升五合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四拾七石五升八合 卯替無引

残高五百八拾壹石七合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四拾七石五升八合 卯替無引

此取米三百貳拾八石壹斗貳升貳合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四拾八石七斗七升貳合 辰起返り

残高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾七石五升壹合 高四拾八石七斗七升貳合 辰起返り

此取米三百三拾八石八合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

一 田高六百三拾四石壹斗壹合

申年

一 同断

一 同断

一 烟高百貳拾貳石九斗六升壹合

内拾貳石九斗五升六合 諸引高
残高百拾石五合

此取米五拾五石六斗七升八合五勺

一 畑高五拾七石五斗七升壹合

此取米 永納

永貳拾三貫三百五拾九文五分

一 戊年 同断

一 亥年 同断

一 子年 同断

一 丑年 同断

一 寅年 同断

一 卯年 同断

一 辰年 同断

一 巳年 同断

一 午年 同断

一 未年 同断

一 申年 同断

一 酉年 同断

一 戌年 同断

一 亥年 同断

一 子年 同断

一 丑年 同断

一 寅年 同断

一 卯年 同断

一 辰年 同断

一 巳年 同断

一 午年 同断

一 未年 同断

一 申年 同断

一 酉年 同断

一 戌年 同断

一 亥年 同断

一 子年 同断

一 丑年 同断

一 寅年 同断

一 卯年 同断

一 辰年 同断

一 巳年 同断

一 午年 同断

一 未年 同断

一 申年 同断

右之内

田畑拾石壹斗三升五合

此反別壹町壹反拾壹歩

寺社・廟所等前々引

田高壹石八斗九升九合

畑高八石貳斗三升六合

残田高六百三拾四石五升貳合

此反別四拾三町八反六畝拾五歩

取米三百四拾石三斗六升三合

畑高百六拾七石八斗六升四合

此反別貳拾町九反壹畝貳拾壹歩

此取米五拾五石七斗三升七合五勺

永貳拾三貫三百五拾九文五分

一 上畑 石盛 壹石代 一下畑 同 六斗代

一 中畑 同 八斗代 一下々畑 同 四斗代

取米 五ツ三分六厘八毛

五ツ六厘七毛

一下谷村惣家数 貳百四拾貳軒 竈数也

内七拾六中町 五拾七下町 七拾横町 九深田

貳拾四新井 十八姥沢 七十貳長印

人別千四百八人

一 宝永三十四十一月廿三日より富士山焼出、廿九日迄晝夜

焼候処、近国晝夜之分り無之程之事ニ候

一 吉田大鳥居、元文元年ニ立候節、材木ハ富士山より出

ス、下谷村ニて壹本、上谷村ニて壹本挽候由、其後も

建替度々右之振合ニ候

○本史料は「甲州御城代御代官交代記」の後半に収められてい

る。年代は、田方検見取の記載が「酉年」の寛政元年（一七

八九）迄あるので、その後で作成された史料と思われるが、

「代官交代記」の方は嘉永四年（一八五二）迄記載があり、

また、惣家数と内訳の家数は合わない。したがって、この史

料は、筆写されていく過程で、その時期の家数・人数が記入

されたものと考えられ、そうした数値利用にあたっては注意

が必要である。

（中央 横山脩治家文書）